

介護保険利用者負担軽減制度

(2018年8月1日現在)

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1割、2割または3割を利用者負担額として支払いますが、所得の低い方などに対する利用者負担額の軽減等の制度があります。

次のとおり各制度について掲載します。詳しくは市役所介護保険課までご相談ください。

※ 介護保険料に未納があるときは、利用者負担軽減制度が受けられませんので介護保険料は必ず納めてください。

■高額介護サービス費の支給制度（該当した場合、申請書が市から送付されます。）

ひと月に利用したサービスの1割、2割または3割の利用者負担額が次の限度額を超えたとき、超えた分が高額介護サービス費として後から払い戻されます。

区分		世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方		15,000円	15,000円
世帯全員が市民税非課税	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の方	24,600円	15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円を超える方	24,600円	24,600円
市民税課税世帯の方 ※		44,400円	44,400円
医療保険制度における現役並み所得者相当の方		44,400円	44,400円

※ 1割負担の人のみの世帯は、2017年8月から3年間、年間上限額（8月1日～翌年7月31日）が446,400円となります。

居住費・食費・日常生活費等は対象外です。

■居住費・食費の負担軽減制度（要申請）

介護保険施設への入所・入院、また短期入所サービスを利用した場合、自己負担額とは別に居住費と食費が必要となります。所得に応じて居住費と食費の軽減を図ります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金額の合計が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

■社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

軽減実施事業所として茨城県及び保険者へ届出のあった社会福祉法人等のサービスを利用している方で次の要件を満たしている方。

対象者の要件	軽減率
市民税非課税に属する者で <u>次の要件を全て満たす方及び生活保護受給者</u> (1) 年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに150万円に50万円を加算した額以下)であること。 (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに350万円に100万円を加算した額以下)であること。 (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。	●生活困難者 利用者負担額が4分の3に軽減されます。 老齢福祉年金受給者は2分の1に軽減されます。 ただし、利用者負担第2段階の方(地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護を利用)は、居住費・食費のみ4分の3に軽減されます。 ●生活保護受給者 居住費に係る利用者負担額全額。

※社会福祉法人等の皆様へ

本制度は、低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用促進を図ることを目的に実施します。利用者負担軽減を行おうとする社会福祉法人等は茨城県及び保険者へ申し出してください。

■特別な事情による利用者負担の軽減制度

災害により著しい損害を受けた場合、生計中心者の入院等により収入が著しく減少した場合などにより利用者負担額の支払いが困難な場合は、減免基準により利用者負担額の免除または軽減を図ります。

※ 対象者の要件等については個別にご相談ください。

■原子力災害対策特別措置法により避難対象者となっている者

■特定避難勧奨地点の住居に居住していたため避難を行っている者

平成23年3月11日から平成31年3月31日までの期間で利用者負担額を減免
減免率 100分の100